

建設業許可申請・届出等書類の提出方法の変更について

本県に申請（届出）する建設業許可申請・届出等書類の提出方法について、令和5年8月以降から下記のとおり取り扱いを変更します。

記

1 取扱いの変更内容

- 許可、認可申請及び各種変更届時の書類の提出方法

現在 書類①と② : 3部提出（正1部、副2部）



変更後 書類①と② : 2部提出（正1部、副1部）

書類①のみ : 1部提出（副1部）

※決算変更届については、納税証明書が書類②に相当します。

<書類①：閲覧書類>（許可申請の場合の例。☆各種届出も非閲覧書類は除く）

<書類②：非閲覧書類>

2 適用日

令和5年8月1日提出分から

3. その他

8月1日以降、従前のように書類を提出された場合は、本県の方で書類②の1部を破棄させていただきます。